

第四十号議案

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斎

藤

猛

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例
江戸川区印鑑条例（昭和五十年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のよう
に改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改
める。

第六条第一号中「、名」の下に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二
年政令第二百九十二条）以下「令」という。）第三十条の十三に規定する旧氏を
いう。以下同じ。」を、「又は氏名」の下に「、旧氏」を加え、「（以下「通
称」という。）」を「（令第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同
じ。）」に改め、同条第二号中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第六号中
「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第七条第一項第三号中「外国人住民にあつては、通称又は片仮名表記」を「氏
に変更があつた者に係る住民基本台帳に旧氏の記載（法第六条第三項の規定によ
り磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこと
ができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民基本台帳にあつては、記
録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に
係る住民基本台帳に通称又は片仮名表記の記載がされている場合にあつては氏名
及び当該通称又は当該片仮名表記に改め、同条第二項中「磁気ディスク（これ
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以
れ

下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第十二条中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

第十四条第五号中「氏」を「氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民基本台帳に記載がされている旧氏を含む。）」に改め、同条第六号中「定める」を「掲げる」に改める。

第十六条第二項中「磁気ディスク」を「磁気ディスク」に改める。

付 則

この条例は、令和元年十一月五日から施行する。

（説明）

す。
事項に旧氏を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたしま
す。
住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の改正に伴い、住
民基本台帳に旧氏の記載が可能となることを踏まえ、印鑑登録原票等に登録する